

医療計画に記載されている医療機関名の更新について

1 医療機関名の更新について

平成19年7月20日付け医政発第0720003号厚生労働省医政局長通知で、「疾病又は事業ごとの医療連携体制において、医療機能を担う医療提供施設を変更する場合などには、医療計画の変更には当たらない」とされており、また、同日付医政指発第0720001号厚生労働省医政局指導課長通知では、「医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、できるだけ速やかに記載内容を変更する必要がある。この場合、医療審議会の議をその都度経なくてもすむように、変更に伴う手続きをあらかじめ定めておく必要がある。」とされている。

2 基本方針

4疾病5事業の体系図を年1回見直すこととする。

県計画については、計画部会に、各圏域計画については、圏域推進会議に諮った後、ホームページを修正し、公表する。

修正したものを医療審議会に報告する。

3 更新のスケジュール

9月	各医療機関に調査依頼
10月	各医療機関が回答作成
11月～1月	集計及び修正案作成
2月	医療計画部会・圏域推進会議開催、ホームページで公表
3月	医療審議会に報告